

新型コロナウイルス感染症対策について



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月11日（土）から宮城県障害者総合体育センターの施設使用を中止しておりましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、令和2年6月1日（月）から施設の使用を再開することとしましたのでお知らせします。

なお、施設を使用される皆様の健康及び安全等を最優先する観点から、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

■新型コロナウイルス感染症対策内容

（１） 3密を防ぐため、各施設の使用人数を制限します。

3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を防ぐため、各施設の使用人数を下表のとおり制限します。ご使用の際は使用人数を守ってください。

（２） ご使用の際は、使用票を提出してください。

施設使用日当日、使用前に使用票を窓口へ提出願います。

（使用票は受付でお渡しします。氏名・住所・連絡先・検温欄を記入していただきます。）

※ 使用票は、万が一、施設内で感染が確認された場合、同じ日に施設を利用された方への連絡、保健所等の関係機関へ施設使用者の報告等に使用します。また、使用票により取得した個人情報、新型コロナウイルス感染症対策以外の目的には一切使用しません。

（３） 施設を使用する前に必ず体調確認を行ってください。

- ・ 来館前に必ず検温してきてください。団体でご使用の際は代表者が必ず、来館前に体温及び体調の確認をおこなってください。使用票に記入していただきます。
- ・ 発熱、体のだるさ、倦怠感、息苦しさ、せき、鼻水、のどの痛みなど症状のある方は、施設の使用をご遠慮ください。

（４） 裏面の新型コロナウイルス感染症対策確認書の内容を徹底してください。

- ・ 裏面の「新型コロナウイルス感染症対策確認書」の内容を熟読の上、施設使用にあたっては、厳守していただくようお願いいたします。確認書の提出もお願いいたします。
- ・ 団体代表者は、施設使用開始前に必ず会員の体調確認、感染症対策内容の周知徹底をお願いいたします。
- ・ なお、厳守いただけない場合、施設使用の中止、施設予約の取消し等をさせていただきます場合があります。

宮城県障害者総合体育センター 各施設の使用人数

施設名	使用人数	備考
体育館（アリーナ）	50	・ 常時換気
トレーニング室	4	・ 常時換気
グラウンド	100	

※ 3密を防ぐため、上記の各施設の使用人数を超えて使用することはできません。

※ 換気方法は、施設管理者の指示に従ってください。

※ その他、施設の使用にあたって、ご不明な点は事務室でご確認ください。

令和2年5月25日

宮城県障害者総合体育センター施設長

宮城県障害者総合体育センター

利用者(団体)新型コロナウイルス感染症対策確認書

◎ 施設使用者が遵守すべき事項（確認後 □にレ点を入れる）

- 以下の項目で1つでも該当する場合は、自主的に利用を見合わせる。
 - ・ 体調がよくない場合。（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- マスクを持参すること。（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 他の利用者、職員等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がいのある方の誘導や介助を行う場合を除く）
- 使用時間中の休憩では、談笑や応援等は控えること。
- 感染防止のために施設管理者が決めた措置や、その指示に従うこと。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ロビーでのミーティングは控え、施設使用終了後は速やかに退館すること。
- 施設を使用する際は、基本、常時換気とする。また、常時換気が難しい場合は、1時間に1回10分程度、出入口等を全開にして、換気を行うこと。換気方法は施設管理者に従うこと。

◎ 運動・スポーツを行う時の留意点（確認後 □にレ点を入れる）

- 十分な距離の確保
 - ・ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人と距離（できるだけ2m以上）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - ・ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、なるべく距離を空けること。
 - ・ 競技中などで、マスクをしていない場合は、十分な距離を空けるよう留意すること。
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。
 - ・ 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
 - ・ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶で提供すること。
 - ・ 飲食物を取り扱うスタッフには、必ずマスクを着用させること。

利用者（団体）新型コロナウイルス感染症対策確認書

宮城県障害者総合体育センター指定管理者 殿

施設使用の際は、施設管理者が定める新型コロナウイルス感染症対策の内容を厳守します。

確認日 令和2年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

— —

団体名